

## 小田原市個人番号の利用に関する条例等の一部改正に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市個人番号の利用に関する条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	令和7年10月15日（水）
意見提出期間	令和7年10月15日（水）から令和7年11月13日（木）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、情報システム課窓口）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	1件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人

無効な意見提出	0人
---------	----

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

（総括表）

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	1

（具体的な内容）

#### （1）行政手続及び個人情報等の取扱いに関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	例えば市外から市内の学校に通っている者の学校給食費の管理等については、マイナンバーを用いる事務ではないが住登外の宛名を用いることになると推察する。	D	今回、位置付けようとしていたのは「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務」であり、住登外者の情報を他システムとの間で仲介するにあたり管理することのみを

住登外宛名の管理を個人番号の独自利用事務とした場合、法で定めた事務及び社会保障や税に関する条例で定めた事務以外の事務でマイナンバーを用いることになってしまうのではないか。	想定しています。 ご指摘の「法で定めた事務及び社会保障や税に関する条例で定めた事務以外の事務」でマイナンバーを利用することは法令違反に該当することであり、想定しているものではありません。
---	--

#### 4 その他政策案等と関係ない提出意見

- 個人番号利用とは別の課題ではあるが、住登外者に関わる問題として、非居住者による不動産所有の実態調査、固定資産税納税状況を調査のうえ、必要であれば本市に不動産を所有し、登記する非居住者については納税管理人を指定する旨など定めた条例を要望する。

#### 5 その他

市民意見の募集を行いました。次の条例等については、以下の理由により改正を見送ることとします。

ご意見をお寄せいただいた中で誠に恐縮ですが、ご理解いただきますようお願いいたします。

改正しない条例等	小田原市個人番号の利用に関する条例 小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則
改正しない理由	当初、本市の基幹業務システム標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能を実装し、運用に供する見込みだったため、条例改正が必要と考えたが、標準化に向け調整を進めていく中で、住登外者宛名番号管理機能は利用せず、従来通りの運用とすることとなったため